「経営トップによる安全衛生方針の公表」に関するQ&A

O1:安全衛生方針は誰が表明すればよいのですか?

A 1:労働災害防止には、「安全衛生管理体制の確立」、「機械・設備の安全化」 、「安全衛生教育の徹底」など各種の取組が求められますが、その推進には 人的・経済的な経営資源の適切な配分が必要です。

その「道しるべ」となる「安全衛生方針」は、当然、経営トップや事業場・建設現場のトップなど、事業を総括する立場にある方が表明する必要があります。

Q2:安全衛生方針を表明すると、何か良いことがありますか?

A 2: H P などを通じ、この方針を対外的に公表することにより、「対外的に公表したことによる事業場内の安全意識の高揚」、「安全活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。

また、労使双方に労働災害防止に関する意識が向上することにより、例 えば次のような効果が期待できます。

店舗・施設で行う安全衛生活動に対して、本社担当者やエリアマネージャーなどによる支援が行われる。

転倒や腰痛など労働者の不注意で片付けられてしまいがちな労働災害についても、実効ある再発防止対策か講じられる。

店舗・施設で使用する脚立などの器具を購入する際に、経済性・効率性・デザイン性に偏重することなく、安全性についても配慮した検討が行われる。

Q3:安全衛生方針を表明すると災害は減りますか?

A 3:「安全衛生方針」を表明したからといって、直ちに労働災害が減少する訳ではありません。

しかし、経営トップによる「安全衛生方針」なしに実施される安全衛生活動は、いわば軟弱地盤に建物を建築するようなものです。事業場の安全衛生水準を向上し、無災害の達成・継続を図るためには、経営トップによる明確な「安全衛生方針」に裏付けされた実効ある安全衛生活動の推進が必要です。

O4:安全衛生方針の表明は義務ですか?

A 4: 法令上、「安全衛生方針」の表明が明確に義務付けられている訳ではありませんが、一定規模以上の事業場ごとに選任が義務付けられている「総括安全衛生管理者」の職務として、「安全衛生に関する方針の表明に関するこ

と」が含まれています。

「安全衛生方針」はあらゆる安全衛生活動の根幹となるものですので、 総括安全衛生管理者を選任すべき事業場で有るか否かに関わらず、すべて の事業者が表明すべきものであるといえます。

Q5:表明した安全衛生方針はどうしたらよいですか?

A 5:表明した「安全衛生方針」に基づき、具体的な取組が進められることになりますので、事業場内への掲示など、従業員一人ひとりが目にすることができる状態にしておくことが重要です。

Q6:安全衛生方針の表明を行っている企業はどのくらいありますか?

A 6:平成 27 年度に東京労働局で実施した、第三次産業の職場の安全衛生活動 自主点検結果(回答数 494 件)によると、安全衛生方針の表明を行ってい る企業が 81.8%と多数を占め、行っていない企業が 14.4%、安全衛生方 針の表明を知らない企業が 3.8%でした。

Q7:従業員は何をすればよいのですか?

A 7: 従業員の皆さんは、「安全衛生方針」に沿った各種の取組を実際の職場で 実践することになります。

そのためには、経営トップが表明した「安全衛生方針」に沿った内容の「安全宣言」を一人ひとりが行い、「事業場内への掲示」、「ワッペン、ヘルメットなどへの記載」、「社内メールの署名欄への記載」などにより、自らが宣言した内容を実践することが効果的です。

Q8:「あんぜんプロジェクト」の「プロジェクトメンバー」ですが、こちらの サイトへも応募できますか?

A8:応募可能です。

「プロジェクトメンバー」が本サイトにも応募頂くことで、更に多くの 企業に対する波及効果を期待しております。